

令和5年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の実施状況及び効果検証報告

原油価格・物価高騰対策

単位：円

担当課	事業名	事業目的	事業実績と成果	総事業費	
					交付金充当額
エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援					
生活支援課	令和5年度生駒市物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割非課税世帯への支援）※	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで低所得の方々の生活を維持する。	令和5年度住民税非課税世帯に対し、7万円を給付する事業を行った。これにより低所得世帯の生活を支援した。	683,095,000	683,095,000
生活支援課	令和5年度生駒市物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯への支援）※	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで低所得の方々の生活を維持する。	令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、10万円を給付する事業を行った。これにより低所得世帯の生活を支援した。	172,097,500	172,097,500
生活支援課	令和5年度生駒市物価高騰対応重点支援給付金（こども加算）※	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで低所得の方々の生活を維持する。	令和5年度住民税非課税世帯に対し、18歳以下の子ども1人につき5万円を加算して給付する事業を行った。これにより低所得世帯の生活を支援した。	67,107,500	67,107,500
生活支援課	令和6年度生駒市物価高騰対応重点支援給付金（新たに住民税非課税等となる世帯への支援）※	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで低所得の方々の生活を維持する。	令和6年度新たに住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となった世帯に対し10万円を給付し、また、18歳以下の子ども1人につき5万円を加算して給付する事業を行った。これにより低所得世帯の生活を支援した。	208,832,500	208,832,500
生活支援課	令和6年度生駒市物価高騰対応重点支援給付金（調整給付）※	物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで低所得の方々の生活を維持する。	定額減税可能額が減税前額を上回る見込まれる所得水準の納税義務者に対し、その上回る額について1万円単位で給付する事業を行った。これにより低所得世帯の生活を支援した。	26,955,500	26,955,500
エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援					
学校給食センター	学校給食費物価高騰対策支援事業	国際的な原材料価格の上昇等による物価高により各家庭の食費負担が増加しているため、経済的負担の軽減と安心して学校生活を迎えられるよう給食費を無償化し、各家庭の生活を支援する。	市立小・中学校に在籍する9,650人の児童生徒を育てる保護者全ての負担を軽減することができた。（4・5月分）	85,902,400	42,937,000
			市立小・中学校に在籍する9,650人の児童生徒を育てる保護者全ての負担を軽減することができた。（1～3月分）	127,737,200	85,625,000
医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援					
地域医療課	医療機関等物価高騰対策支援事業（病院事業会計繰出・補助）	食材料費に係る物価高騰を踏まえつつ、患者にとって必要な質の高い医療を確保する取り組みを進める。	一般会計から病院事業会計へ補助金として受けた額を財源として、生駒市立病院に対し交付金として支出した。これにより、生駒市立病院において、患者にとって必要な質の高い医療を確保する取組を進めることに寄与した。	1,344,000	1,344,000
中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援					
商工観光課	物価高騰に伴う中小企業等賃上げ促進給付金	各生駒市内事業者が従業員の賃上げを行うことで、従業員の所得が向上するとともに、物価高で買い控えされていた財・サービスの購入が促進され、市内消費の向上にもつながることを目的とする。また、本市は大阪へのアクセスも良いため、給与水準の高い大阪で就業している市民が多い地域である。今後、更に人手不足となる可能性が高い状況の中、市内事業者への就業希望者を増やすためには、大阪の賃金水準に少しでも近づけていく必要があり、将来的な人手不足に備え賃上げを行う市内事業者を増やすことを目的とする。	従業員の賃金を引き上げた市内196事業者（一般社団法人等を含む）に対し、総額6,340万円の給付を行った。これにより、市内で働く従業員1,268名の所得向上と市内事業者の賃上げの促進に寄与することができた。	63,400,000	63,400,000
地域公共交通や地域観光業等に対する支援					
事業計画課	地域公共交通物価高騰対策支援事業	市民の日常生活や経済活動を支える重要な社会インフラである公共交通（タクシー）の運行継続を支援するため、物価・燃料価格の高騰により厳しい経営環境にある公共交通事業者（タクシー事業者）に対し、燃料費上昇分の一部を支援金として交付する。	公共交通事業者（タクシー）に対して燃料費上昇分の一部に対する支援金を交付した。これにより、コロナ禍においても市民生活に欠かせない地域公共交通網を維持し、安定した運行の提供に効果があった。	3,700,000	3,700,000

※令和5年度実施計画にも令和6年度実施計画にも掲載している事業
効果検証は事業終了時点ではなく、令和5年度交付金の交付決定額を使い切った時点での報告となるため、各年度の決算額とは異なります。